

## 第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン（素案）に対する パブリックコメント（意見募集）の実施結果について

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン（素案）について意見を募集したところ、以下のとおりご意見をいただきました。ご意見の要旨及びそれに対する町の考え方を取りまとめましたので公表します。ご協力ありがとうございました。

### 1 パブリックコメント（意見募集）の実施概要

- ・ 募集期間 : 令和3年1月4日（月）から令和3年2月3日（水）
- ・ 閲覧・配布場所 : 住民人権課窓口、情報公開コーナー、町ホームページ
- ・ 提出方法 : 書面、郵送、電子メール及びFAX

### 2 パブリックコメント（意見募集）の結果

- ・ 提出者 : 1名
- ・ 提出方法

方法	書面	郵送	電子メール	FAX	合計
件数	1	—	—	—	1

- ・ 提出意見数 : 2件

### 3 提出されたご意見とそれに対する町の考え方

別紙「第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン（素案）に対する意見の要旨と町の考え方」のとおり

(別紙)

【第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン（素案）に対する意見の要旨と町の考え方】

No.	ページ	意見の要旨	町の考え方
1	P 2 9 職場などにおけるハラスメント	<p>「第5次太子町総合計画 後期基本計画」の「⑪あらゆる暴力・ハラスメントの根絶」の項と同様です。</p> <p>町役場内で、セクハラを含むあらゆるハラスメントの内容やその有無について、アンケート・聞き取りなどの調査は一度もない、と聞いています。</p> <p>職員さんが安心して働きやすい職場にするため、ハラスメント根絶の対策をまず役場・足元からしてください。</p>	<p>今後の取組にあたっては、人権に関わるあらゆる問題を行政組織全体のこととして捉え、町職員一人ひとりの課題として認識する必要があります。</p> <p>町では、全職員を対象にハラスメント防止研修を実施するなど、職員の人権意識高揚に努めています。職場内のハラスメントを未然防止するとともに、住民や事業所への啓発活動に取り組みます。</p>
2	P 3 1 性的マイノリティへの人権侵害	<p>全国でパートナーシップ制を含む同性婚を認めている自治体は少ないですが、大阪府は2020年1月にパートナーシップ制を認めました。役場で聞いたところ「太子町は大阪府なのでその制度は認めるが、府庁に届けに行ってください」とのことでした。</p> <p>その後、太子町においても同様の制度を検討されるとのことでしたが、いつから施行されるのですか。日時を示してください。</p>	<p>性的マイノリティの人権に関して、啓発を推進していく必要があります。</p> <p>大阪府パートナーシップ宣誓証明制度が開始され、市町村や民間事業者においても、これを活用した取組を広げていくことが重要であり、町では、性的マイノリティへの理解促進と配慮した対応に努めます。</p>